

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年8月14日福警通指第851号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、特定の日時及び場所において、警ら用無線自動車カーロケータ車載装置ビデオカメラ（以下「車載ビデオカメラ」という。）によって撮影された動画映像に記録された本件審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定により、本件個人情報が記録された動画映像については、古いデータから上書き消去されるものであるため存在しないとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年7月27日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年8月14日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年8月30日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

エ 福岡県公安委員会は、平成29年12月14日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、(1)から(4)までは審査請求書、(5)は平成30年3月15日に実施した当審議会における審査請求人の口頭意見陳述での主張である。

- (1) 審査請求人は、平成〇〇年〇月、福岡県〇〇市〇〇において、指定場所一時停止違反があったとして、取締りを受け、その場及び〇〇警察署に長時間において留め置かれた。その際、警察官から、「(一旦停止していないことを録画した)ビデオはある。ビデオを見るには、裁判所に出廷しないといけない。」と言われた。
- (2) 実施機関による本件個人情報の不存在を理由とした不開示決定は、審査請求人を留め置いた警察官の発言と矛盾する。
- (3) 訴訟の場において視聴可能となるべき本件個人情報が、留め置き行為の行われた日からわずか〇か月を経過した同年〇月の時点で、消去されて存在しないというのは納得できない。さらに、短期間で録画映像記録の上書き消去を行うというのが運用実態であるならば、審査請求人を留め置いた警察官の説明は、運用実態を無視したものである。
- (4) 以上の次第で、依然として、審査請求人が一時停止違反をした場面を録画した映像が残されているものと考え、改めて当該映像記録の開示決定を求める。
- (5) 本件個人情報が存在しないことについては理解しているが、取締りにおける警察官の対応等には納得できず、今後県民が同様の疑問を抱くことのないよう是正を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、特定日時及び場所において、福岡県〇〇警察署車載ビデオカメラにより撮影された、審査請求人の個人情報に係る動画映像記録の開示を求めるものである。
- (2) 車載ビデオカメラの動画映像記録は、撮影に係るカーロケータ車載装置、継続保存の必要があれば通信指令システムサーバ及び外部記録媒体により保存することとなるが、本件個人情報に関する通信指令システムサーバの受信履歴はなく、外部記録媒体への保存事実もない。
- (3) したがって、本件個人情報が記録された公文書は、福岡県〇〇警察署警ら用無線自動車カーロケータ車載装置に保存された動画映像記録のみとなるが、当該動画映像記録については、おおむね24時間で上書きされて自動的に消去されるので、本件開

示請求に係る撮影日時のものには残存していなかった。

- (4) 以上の理由から、本件個人情報には存在しておらず、不開示決定としたものである。

6 審議会の判断

(1) 車載ビデオカメラについて

ア 福岡県警察通信指令システム

福岡県警察には、福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）第21条の規定に基づき、地域部に通信指令課が置かれている。

同課においては、110番通報その他の緊急通報（以下「110番通報等」という。）の受理その他初動警察活動に必要な情報の収集を行い、地域警察官その他の警察職員が行う初動警察活動に必要な指令、手配、通報及び照会を行う通信指令業務を所掌し、「福岡県警察通信指令システムの運用管理要領について（通達）」（平成26年12月19日福警地部第249号）に定めるところにより、同業務を支援する福岡県警察通信指令システム（以下「通信指令システム」という。）を運用している。

イ 車載ビデオカメラ

カーロケータシステムは、通信指令システムの一部であり、110番通報等を受けてから、パトカーを迅速に事件現場へ派遣するためのシステムである。

同システムは、パトカーと通信指令室等との間で双方向通信を行い、パトカーの現在位置や活動状況をリアルタイムで共有することにより、的確な無線指令を行い、迅速かつ円滑な通信指令業務の遂行を支援するものである。

パトカーに搭載されるカーロケータ車載装置は、カーナビゲーション機能を持つ車載装置と車載ビデオカメラで構成されており、車載ビデオカメラについては「福岡県警察通信指令システムのカーロケータ車載装置ビデオカメラの運用について（通達）」（平成26年12月22日福警地部第261号。以下「通達」という。）において、その取扱いが定められている。

通達において、車載ビデオカメラは、現に犯罪が行われた場合等における証拠の保全、警察官の適正な職務執行についての検証等に資すること等を目的として運用されるものとされており、このほか、撮影基準、撮影した動画映像記録の保存基準、動画映像記録の運用方法等の事項について具体的に定められている。

通達によれば、車載ビデオカメラで撮影した動画映像記録は、撮影と同時にカーロケータ車載装置に自動的に保存され、おおむね24時間を経過後、上書きさ

れ自動的に消去されるものであるが、事後の活用に資するため、保存の必要があると認められる場合は、通信指令システムサーバに送信することとされている。この場合、送信の日から1か月の間、同サーバにおいて保存されることとなる。

(2) 本件個人情報の存否について

当審議会において実施機関に対して説明聴取を実施し、カーロケータ車載装置に関する運用関係規程、動画映像記録に関する同車載装置の仕様、同車載装置による撮影及び記録等に関する運用の実態について確認したところ、本件個人情報に関する外部記録媒体への保存事実及び通信指令システムサーバの受信履歴はなく、カーロケータ車載装置に保存された動画映像記録がおおむね24時間で上書きされて自動的に消去され、本件開示請求に係る撮影日時のもは残存していなかったとする実施機関の説明については、口頭意見陳述において審査請求人が動画映像記録はないことを理解している旨を述べたことも踏まえると、特段不合理な点は認められなかった。

したがって、実施機関が本件個人情報について、不存在を理由に不開示とする決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、取締りにおける警察官の言動や対応等に対して不信感を抱いているなど、その他種々主張しているが、当審議会は、実施機関が行った個人情報の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。